

長野県林業総合センターでは、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」ならびに、平成26年8月26日付け文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に対するガイドライン」に基づき、以下のとおり公的研究費の管理体制並びに不正行為への対応に関する通報窓口を以下のとおり定め、所内外からの相談及び通報窓口を設置しています。

公的研究費の管理及び研究活動における不正行為への対応体制

1 機関内の責任体制

- ① 競争的資金等の運営管理及び不正行為への対応について最終責任を負うもの（最高管理責任者）は所長とします。
- ② 所長（最高管理責任者）を補佐し、競争的資金等の運営管理ならびに不正行為への告発等について所全体を統括するもの（統括管理責任者）は管理部長とします。
- ③ コンプライアンス推進行動計画の実施、報告、研修やモニタリングの実施について所全体を統括するもの（コンプライアンス推進責任者）は管理部長とし、統括管理責任者と兼務します。

2 情報伝達の確保体制

「競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口」及び「不正行為への告発等に関する通報窓口」は、以下のとおりです、

○ 相談・通報窓口

長野県林業総合センター 管理部

住 所 長野県塩尻市片丘5739

電話番号 0263-52-0600

ファクシミリ 0263-51-1311

電子メール ringyosogo○pref.nagano.lg.jp

（送信時は○を@に直してください）